

## 地域医療対策協議会運営指針

医政発 0725 第 15 号  
 平成 30 年 7 月 25 日  
 最終改正 医政発 0705 第 3 号  
 令和元年 7 月 5 日

### 1. 地域医療対策協議会の概要

地域医療対策協議会は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 30 条の 23 の規定に基づき、都道府県における医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整を行う場である。各都道府県において医師確保計画が開始される平成 32 年度以降は、医師確保計画に記載された医師確保対策を具体的に実施するに当たっての協議・調整を行うこととなる。

都道府県は、地域医療対策協議会で協議が調った事項に基づき、その内容に沿って、医師派遣に関する事務等の地域医療支援事務を実施する。また、地域医療対策協議会の構成員は、都道府県から、地域医療対策協議会で協議が調った事項に基づき、医師確保対策の実施に協力を要請された際は、要請に応じるとされている。

### 2. 地域医療対策協議会の組織

#### (1) 設置主体

地域医療対策協議会の設置主体は、都道府県とする。

#### (2) 構成員

ア 地域医療対策協議会の構成員は、都道府県のほか、原則として次に掲げる者の管理者その他の関係者を全て含むものとする。

- ① 特定機能病院
- ② 地域医療支援病院
- ③ 公的医療機関（法第 31 条に規定する公的医療機関をいい、公立医療機関を含む。）
- ④ 臨床研修病院
- ⑤ 民間病院
- ⑥ 診療に関する学識経験者の団体
- ⑦ 大学その他の医療従事者の養成に係る機関
- ⑧ 当該都道府県知事の認定を受けた社会医療法人
- ⑨ 独立行政法人国立病院機構
- ⑩ 独立行政法人地域医療機能推進機構
- ⑪ 地域の医療関係団体
- ⑫ 関係市町村
- ⑬ 地域住民を代表する団体

イ 地域医療対策協議会の実効的かつ効率的な運営を確保するため、構成員は必要性を精査し、極力人数を絞る必要がある。このため、特定の者が複数の構成員の要件を満たす場合は、兼務可能とする。

ウ 地域医療対策協議会における協議が、女性医師のライフイベント等に適切に配慮

され、そのキャリア支援に資するものとなるよう、構成員の一定数を女性とする。

エ 地域医療対策協議会における協議の内容が、公的医療機関と民間医療機関の双方の意見を踏まえ、都道府県内の実情を適切に反映したものとなるようにする。

アの⑤の民間病院に該当する構成員を選出するに当たっては、都道府県に民間病院の団体（アの③の公的医療機関と民間病院の双方を会員とする団体を含む。）が存在する場合には、当該団体に所属する民間病院の管理者その他の関係者を優先的に選出するものとする。具体的には、全国組織を有する病院団体の支部に所属する民間病院等が想定される。なお、例えば都道府県に公的医療機関と民間病院の双方を会員とする団体が存在し、当該団体の代表が公的医療機関であった場合に、当該代表を構成員に選出することによっては、アの⑤の民間病院に該当する構成員を選出したこととはならない。

オ アの⑥の診療に関する学識経験者の団体としては、都道府県の区域を単位として設立された医師会が考えられる。

カ アの⑦の大学その他の医療従事者の養成に係る機関については、都道府県内の医育大学が想定されるが、当該都道府県外の大学から当該都道府県内の医療機関等に医師の派遣がある場合には、当該大学も原則として構成員とする。ただし、県外の関係する大学全てを地域医療対策協議会の構成員とし、毎回の協議会に出席を求めることは、当該大学が遠方にある等の理由で、協議会の当日の出席を求めることが実務上困難である場合や、定足数等の関係から現実的でない場合も考えられる。このため、こうした場合における柔軟な取扱いとして、例えば、大学から医師派遣をする予定の医療機関の情報を事前に収集する、都道府県の医師派遣案を文書で送付し意見を求める等の方法を採用することで、これらの調整を事前に適切に行うことができる場合には、例えば最も医師派遣の多い大学にのみ当日の出席を求め、その他の大学については協議事項について事前調整を行うことにより、当日の出席を免除する等、例外的に一部の大学を構成員としないことや、構成員である大学の協議会当日への出席を求めないこととして差し支えない。

### （3）議長の選出

地域医療対策協議会の議長は、構成員の互選により選出する。また、地域医療対策協議会の議長は、都道府県以外の者とする。

### （4）事務局

地域医療対策協議会の運営事務（事務局）は、法第30条の25第2項第7号に規定する地域医療支援事務の1つである。

このため、地域医療対策協議会の事務局は、同条第3項の規定に基づき、都道府県以外の者に委託可能である。

## 3. 地域医療対策協議会の協議内容

### （1）協議事項

地域医療対策協議会においては、医師の確保を図るために必要な次に掲げる事項について協議を行い、協議が調った事項を公表する。

- ① キャリア形成プログラムに関する事項
- ② 医師の派遣に関する事項
- ③ キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- ④ 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
- ⑤ 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う取組に関する事項
- ⑥ 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
- ⑦ その他医師の確保を図るために必要な事項

## (2) キャリア形成プログラムに関する事項

(1) の①のキャリア形成プログラムに関する事項についての協議は、別途通知する「キャリア形成プログラム運用指針」によること。

## (3) 医師の派遣に関する事項

ア 地域における医師の確保のためには、地域医療対策協議会において医師の派遣調整を行うことにより、都道府県内で医師の確保を特に図るべき区域における医療機関をはじめ、医師確保が必要な医療機関に適切に医師が派遣されることが必要である。

イ このため、地域医療対策協議会において、都道府県内の各医療機関の診療科ごとに、医師を派遣する必要性を慎重に検討した上で、派遣期間及び人数を協議することとする。

ただし、個人情報保護の観点から、協議が調った事項として公表する内容は、各医療機関の診療科ごとの派遣期間及び人数とする。

ウ 地域医療対策協議会において派遣調整を行う対象となる医師（以下「協議対象医師」という。）は、地域枠医師（大学医学部において、卒業後に一定期間、都道府県内で医師として就業する意思を有するものとして選抜され、その旨の契約を都道府県等と締結した医師）を中心とした、キャリア形成プログラムの適用を受ける医師が基本となる。

エ キャリア形成プログラムが医師確保と派遣される医師のキャリア形成の両立を目的としたものであることを踏まえ、協議対象医師の派遣先が、地域における医師の確保に資するという観点はあるつつも、個々の協議対象医師のキャリア形成上の希望と整合的なものとなるよう、最大限配慮する。

また、派遣される医師の能力の開発及び向上を図るには、当該医師が派遣される医療機関における指導医の確保が重要であることに留意し、地域医療対策協議会において、大学との調整を行うものとする。

オ アを踏まえ、大学からの医師派遣先でないことなどにより、必要とされる医師が確保できない医療機関に対して都道府県が協議対象医師を配置する等、都道府県による医師派遣と大学による医師派遣との整合性の確保を図るものとする。

なお、医師の確保を特に図るべき区域とは、都道府県が医療計画に定めた医師少

数区域及び医師少数スポットを指すものである。

カ アを踏まえ、医師派遣と地域医療構想の達成に向けた都道府県の具体的対応方針との整合性を確保し、救急医療、小児医療、周産期医療等の政策医療を地域で中心的に担うものとして地域医療構想調整会議で合意を得たもの等から協議対象医師が適切に配置されるようにする。

キ 都道府県による協議対象医師の派遣先が、理由なく公立・公的医療機関に偏ることがないようにする。

なお、この趣旨は、単に一律に公立・公的医療機関への派遣割合を下げることを目的とするものではなく、開設主体の別によらず、地域における各医療機関の医療機能に着目し、必要性に応じた医師派遣を行うことを目的とするものである。

ク 都道府県による医師の派遣先の決定に当たっては、都道府県の政策的観点が一定程度反映されるよう、地域医療支援センターが作成した派遣計画案を基に、地域医療対策協議会で協議して派遣先を決定する。

(4) キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項

ア キャリア形成プログラムが医師確保と派遣される医師のキャリア形成の両立を目的としたものであることを踏まえ、キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された協議対象医師が、派遣期間中も十分な能力開発・向上を図ることができるよう、関係者の協力の下、継続的な援助を行うことが必要である。

イ 継続的な援助の具体的な内容として、例えば、医師の確保を特に図るべき区域に派遣されている間も、大学病院等での手術に参加する機会や、最新の医学知識・技術についての情報を提供すること等が考えられる。そのためには、例えば都道府県が積極的な情報発信を行う、大学が交代医師を派遣する等、関係者がそれぞれの役割に応じた協力を行うことが必要である。

ウ このため、協議を行うに当たっては、継続的な援助の具体的な内容に加え、その実現に当たってそれぞれの関係者が果たすべき役割についても明確化し、十分な調整を行う。

(5) 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項

ア 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のために、交代医師の派遣や、グループ診療のあっせん、テレカンファレンスや遠隔画像診断等の遠隔診療の支援等の措置の実施体制について協議を行う。

イ 協議に当たっては、例えば交代医師の派遣やグループ診療のあっせんの実施には、大学等の医師派遣を行う者が重要な役割を担い、また、テレカンファレンスや遠隔画像診断等の遠隔診療の支援には地域の中核病院等が重要な役割を担うことから、これらの者との連携の在り方について十分な調整を行う。

(6) 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連

携して行う取組に関する事項とは、地域枠及び地元出身者枠の設定に関する事項を指し、その具体的内容については別途通知するところによる。

(7) 医師法の規定によりその権限に属させられた事項

医師法の規定によりその権限に属させられた事項は、日本専門医機構等に対する専門研修に対する意見陳述に関するものを指し、その具体的内容については別途通知するところによる。

なお、平成 32 年度以降は、これに加え、臨床研修病院の指定や、都道府県内の臨床研修病院ごとの研修医の定員の設定に関する事項が協議の対象となる。

(8) その他医師の確保を図るために必要な事項

ア 地域医療対策協議会の実効的な運営のために、構成員の合意の下、年間の開催回数と開催時期、各回における協議事項等を含む年間の運営計画を定める。

なお、(3)の医師の派遣に関する事項についての協議は、一般に、大学による新年度の医師派遣の計画案が概ね定まるのが前年末であることを踏まえ、その時期を目安に地域医療対策協議会を開催し、協議を行う。

イ その他、地域医療介護総合確保基金事業の計画や医師確保関連予算の執行計画等、都道府県の実情に照らし、医師の確保を図るために必要と認められる事項について協議を行うこと。

#### 4. その他

(1) 関係者の責務

ア 法第 30 条の 23 第 4 項の規定により、地域医療対策協議会の構成員は、都道府県から地域医療対策協議会の協議に参画するよう求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

イ 法第 30 条の 24 及び第 30 条の 27 の規定により、地域医療対策協議会の構成員及び医療従事者は、地域医療対策協議会において協議が調った事項等の実施に協力するよう努めるとともに、都道府県知事からの要請に応じ、医師確保対策に協力するよう努めなければならない。

ウ 法第 30 条の 24 の規定による、都道府県知事から地域医療対策協議会の構成員に対する協力の要請は、地域医療対策協議会において協議が調った事項に基づくものに限定される。

(2) 適正な運営の確保

ア 国は、都道府県による改正法の施行状況について、毎年度フォローアップを行い、必要に応じ、都道府県に対し改善を求める。

イ 都道府県による医師の派遣が理由なく公立・公的医療機関に偏っている等、都道府県による不適切な運営が認められた場合には、国は、翌年度の地域医療介護総合確保基金の配分において査定する。

ウ イに例示した都道府県による医師の派遣状況を踏まえた査定の判断に当たっては、機械的に公立・公的医療機関への医師の派遣割合を反映させるのではなく、派遣の

必要性に照らして妥当であるか否かを総合的に考慮する。

### (3) 医療審議会との関係

医療審議会は、法第 72 条第 1 項において、都道府県における医療提供体制の確保に関する重要事項等を調査審議する場とされ、法第 30 条の 4 第 15 項の規定により、医療計画の策定に当たっても、医療審議会の意見を聴くこととされている。

これに対し、地域医療対策協議会は、医療審議会で審議された医療計画に定められた方針等に基づき、具体的な医師確保対策を実施する上での関係者間の協議・調整を行うための場である。

特に、各都道府県において医師確保計画が開始される平成 32 年度以降は、地域医療対策協議会は、医療審議会において策定された医師確保計画について、計画内に記載された具体的な医師確保対策を実施する上での関係者間の協議・調整を行うための場と位置付けられるものである。



3文科高第284号

令和3年6月4日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
高等学校を設置する学校設置会社を所轄  
する構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
各国公私立大学長（大学院大学を除く）  
独立行政法人大学入試センター理事長

殿

文部科学省高等教育局長  
伯井美徳

令和4年度大学入学者選抜実施要項について（通知）

標記の要項について、国公私立大学及び高等学校関係団体の代表者等を構成員とする、大学入学者選抜協議会での協議の結果、別紙1のとおり合意されましたので通知します。

本要項においては、新型コロナウイルス感染症や令和3年度大学入学者選抜の状況を踏まえた、大学入学者選抜の日程や試験実施上の配慮等について記載しています。

また、同じく大学入学者選抜協議会において、令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドラインを決定しましたので、別紙2のとおり合わせてお示いたします。

各大学においては、別紙1の要項に基づき大学入学者選抜を適切に実施するとともに、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響など入学志願者を取り巻く状況を注視いただき、一人一人が安心して受験に臨めるよう、必要な措置を最大限講じていただきますようお願いいたします。

なお、令和4年1月29日、30日に実施される大学入学共通テストの追試験の試験場数の規模については、今後、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、秋頃を目途に決定し、周知する予定であることを申し添えます。

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する国公私立大学にあっては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した高等学校に対し、別紙1及び2について、十分な周知をお願いします。

【本件担当】

高等教育局大学振興課入試第三係 岡，半井野，上田  
T E L : 03-5253-4111 (内線2469, 4902)  
F A X : 03-6734-3392  
E-mail : gaknyusi@mext. go. jp

プログラムとして国際的に評価されている国際バカロレアの資格や成績を活用する。

- (2) 資格・検定試験等の成績の活用に関しては、下記第7の個別学力検査実施教科・科目及び入試方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、具体的な活用方法（例えば、個別学力検査の成績に代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等）を明らかにする。また、当該資格・検定試験等の結果の確認方法等について、事前に実施機関に確認しておく。

#### 5 志願者本人が記載する資料等の活用

活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書を活用する場合の記載内容や活用の方法、留意事項等については、「見直しに係る予告」で示した内容によるものとする。活動報告書のイメージ例は別紙様式2のとおりとする。

#### 第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表

- 1 各大学は、個別学力検査の実施教科・科目、入試方法（小論文の出題や面接の実施等）、その他入学者選抜に関する基本的な事項について入試方法の区分ごとに決定し、令和3年6月4日から7月31日までに発表するものとし、発表後は、大規模な災害の発生などにより当該大学において入学者選抜が実施できない場合を除き、受験者に不利益を与える恐れのある変更は行わないものとする。
- 2 発表した内容は、大学のホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努める。
- 3 個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表する。その他の変更についても、入学者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

#### 第8 募集人員

- 1 各大学で募集する人員は、所定の入学定員による。  
なお、入学定員は、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることを十分踏まえ、入学定員を著しく超えて入学させないものとする。このことは、編入学試験を実施する際も同様とする。
- 2 大学における学校推薦型選抜の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定める。  
短期大学における学校推薦型選抜の募集人員は、上記にかかわらず、学校推薦型選抜以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。
- 3 各大学は、例えば、学科単位ではなく学部単位で募集するなど、募集単位を大きくくり化することにより、入学者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるようにすることが望ましい。
- 4 各大学においては、入学定員の充足や欠員の補充の方法等について、事前に準備をするよう努める。

#### 第9 出願資格

大学に入学を出願することのできる者は、学校教育法第90条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。

#### 第10 募集要項等

##### 1 募集要項

- (1) 各大学は、アドミッション・ポリシー、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学者が出願等に必要事項を決定し、それらを記述した募集要項を令和3年12月15日までに発表する。
- (2) 各大学は、アドミッション・ポリシーに基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、募集要項等に明記する。



# 国立大学の2022年度入学者選抜についての 実施要領

令和2年6月15日  
国立大学協会

## I 一般選抜に関する事項

### 1 各大学・学部的一般選抜の実施方式について

各大学・学部的一般選抜の実施は、次に示す分離分割方式によって行う。

#### ○ 「分離分割方式」

- (a) 先ず、「前期日程」の試験を実施し、その合格者の発表を行い、合格者に入学手続を行わせ、次に、「後期日程」の試験の実施とその合格者の発表を行い、入学手続を行わせる。
- (b) この際、「前期日程」の試験に合格し、「入学手続前期締切期日」（2022年\*3月15日）までに入学手続を完了した者については、「後期日程」に出願し、受験しても、「後期日程」の大学・学部の合格者とはしない。
- (c) 「前期日程」又は「後期日程」の試験に合格し、その入学手続を行わなかった者は、その合格した大学・学部への入学を辞退したものと取り扱う。

### 2 各大学・学部的一般選抜の実施日程の期日について

各大学・学部的一般選抜の実施日程を、次に示すとおりとする。

#### ○ 「前期日程・後期日程」

2月25日とその試験第1日として「前期日程」の試験を行い、次に、3月12日以降に「後期日程」の試験を開始する。

### 3 一般選抜への出願について

- (a) 国立大学志願者は、前記2に示す「前期日程」で試験を実施する大学・学部から一つ、「後期日程」で試験を実施する大学・学部から一つ、合計二つまでの大学・学部に出願し、受験することができる。
- (b) 各大学・学部的一般選抜への出願期間は、1月24日から2月2日までとする。
- (c) 一つの大学内での異なる学部又は同一学部内での異なる学科・課程・専攻等の募集単位に関し、その志望の順位をつけて出願させ、入学者選抜を行う場合については、従来どおり各大学・学部・学科等の定めるところによるものとする。
- (d) 前記(c)の出願については、「一つの大学内での複数志望」として取り扱うので、このような場合についても前記(a)に示した合計二つまでの大学・学部に出願し、受験することができる。

\*別段の記載がない限り、日付は2022年とする。

- (b) ただし、一つの大学・学部の同一の学校推薦型選抜募集単位(学科・課程・専攻等)について、大学入学共通テストを課さない学校推薦型選抜の合格者発表後に、更に、大学入学共通テストを課す学校推薦型選抜を実施する場合について、前者の不合格者を後者の被推薦者とする場合は、その推薦を認める。
- (c) 学校推薦型選抜についての出願期日は2021年11月1日以降、合格発表時期は12月1日以降とし、これを実施する大学・学部の定めるところによる。
- (d) 学校推薦型選抜の募集人員については、学部・学科等募集単位ごとの入学定員に占める割合が、当該学部・学科等の総合型選抜の募集人員とあわせて5割を超えない範囲として、これを実施する大学・学部の定めるところによる。
- (e) 学校推薦型選抜についての合格者発表の形式(例えば、推薦を行った出身学校長あて通知など)は、当該大学・学部の定めるところによる。
- (f) 学校推薦型選抜についての合格者の発表は、大学入学共通テストを課さない場合は、1月21日まで、大学入学共通テストを課す場合は、2月9日までとし、いずれの場合の合格者についても、2月16日までに入学手続を行わせる。
- (g) 学校推薦型選抜の合格者については、2月16日までに入学手続を行わせるので、他に出願済の大学・学部を受験しても、その大学・学部の合格者とはなりえないこととし、その旨を募集要項に明記する。
- (h) 学校推薦型選抜の合格者は、学校推薦型選抜の趣旨からみて当該大学に入学手続を行い入学するのが当然であるが、特別の事情があり、当該出願者の推薦を行った出身学校長から、2月16日までに「推薦入学辞退願」を当該大学・学部へ提出し、その許可を得た場合に限り、その入学辞退を認める。
- (i) 出身学校長(高等学校長等)より推薦を受けた者は、学校推薦型選抜について不合格となった場合に備えて、前記Ⅰの3(a)に示した合計二つまでの大学・学部に出願することができる。
- (j) 前記(h)の「推薦入学の辞退を許可された者」について、前記(i)によって出願済の他の大学・学部があるとき、その一般選抜を受験することができる。
- (k) 学校推薦型選抜の合格者が、2月16日までに入学手続を完了しないときは、当該大学・学部の学校推薦型選抜合格者としての権利を消失する。  
更に、前記(j)に該当する場合を除き、出願済の大学・学部を受験しても、その大学・学部の合格者とはならない。
- (l) 学校推薦型選抜を実施した大学・学部は、「学校推薦型選抜合格者」及び「学校推薦型選抜合格者のうち入学手続を完了した者」並びに前記(h)、(j)に示した「推薦入学の辞退を許可された者」の、それぞれの該当者を大学入試センターへ通知する。
- (m) 前記(l)についての、当該大学から大学入試センターへの通知は、2月17日までにを行い、大学入試センターはこれを整理して、2月21日以降に、大学・学部からの請求に基づき、その資料を提供する。

### Ⅲ 総合型選抜に関する事項

- (a) 総合型選抜についての出願期日は2021年9月1日以降、合格発表時期は11月1日以降とし、これを実施する大学・学部の定めるところによる。

- (b) 総合型選抜の募集人員については、学部・学科等募集単位ごとの入学定員に占める割合が、当該学部・学科等の学校推薦型選抜の募集人員とあわせて5割を超えない範囲として、これを実施する大学・学部等の定めるところによる。
- (c) 国立大学の総合型選抜に合格し入学手続きを完了した者は、前期・後期日程試験の合格者となりえないこととし、その旨を募集要項に明記する。
- (d) 総合型選抜についての合格者の発表は、2月9日までとし、合格者については2月16日までに入学手続きを行わせる。
- (e) 総合型選抜の合格者は、総合型選抜の趣旨からみて当該大学に入学手続きを行い入学するのが当然であることから、2月16日までに「入学辞退届」を当該大学・学部等へ提出しない場合には、前期・後期日程試験の合格者となりえない。
- (f) 総合型選抜を実施した大学・学部等は、「総合型選抜合格者」及び「総合型選抜合格者のうち入学手続きを完了した者」並びに前記(e)に示した「入学辞退者」の、それぞれの該当者を大学入試センターへ通知する。
- (g) 前記(f)についての、当該大学から大学入試センターへの通知は、2月17日までにを行い、大学入試センターはこれを整理して、2月21日以降に、大学・学部からの請求に基づき、その資料を提供する。
- (h) 総合型選抜による志願者は、不合格となった場合に備えて、前記Iの3(a)に示した合計二つまでの大学・学部に出願することができる。

#### IV 一般選抜、学校推薦型選抜及び総合型選抜における共通事項

##### ○ 障害等のある入学志願者への合理的配慮について

各大学は、障害のある者等、受験上及び修学上の配慮を必要とする可能性がある入学志願者に対しては、入学者選抜に際して合理的配慮を行うものとし、その配慮内容の情報をあらかじめ公表するとともに、志願者からの相談に適切に対応するものとする。

##### ○ 各大学からの大学入学共通テスト成績請求・提供について

- (a) 各大学は、当該大学の入学志願者から提出された成績請求票に基づき、2月3日から2月9日までに、入学志願者の大学入学共通テストの成績を請求することができる。
- (b) ただし、大学入学共通テストを課す学校推薦型選抜及び総合型選抜については、2月2日から請求することができる。
- (c) 大学入試センターは、各大学の成績請求に基づいて、入学志願者の成績を提供する。

##### ○ 合格者の入学手続について

- (a) 入学手続に当たっては、所定の書類の提出及び入学料等の納入を行わせるとともに、「大学入学共通テスト受験票」を提示させ、これに入学手続完了済証として、当該大学名を押印し、これを本人に返却する。
- (b) 一つの国立大学に入学手続を完了したときは、それ以後にこれを取り消して、他の国立大学へ入学手続をとることは認められない。